

令和元（2019）年12月に中国で確認された新型コロナウイルスは、世界各地に拡大しました。

国内における感染拡大を踏まえた小中学校等の臨時休業やイベント等の自粛、入国制限等により、国産農林水産物の需要減少や生産現場における労働力不足等、我が国の農林水産業・食品産業にも様々な影響が発生しています。

このため、政府は、農林漁業者等の資金繰り支援や学校給食の休止への対応等を含めた緊急対応策を打ち出すとともに、農林水産省では、国民への食料の安定供給を確保する観点から、生産者や食品産業事業者等の事業継続に関するガイドラインの策定、食料品の供給状況等に関する国民への情報発信等を実施しました。また、緊急経済対策の中で、生産基盤の維持・継続と需要の喚起のための対策を盛り込みました。

（1）農林水産業・食品産業への影響

令和元（2019）年12月に中国武漢市で確認された新型コロナウイルスの感染は、世界各地に拡大しました（図表4-5-1）。

令和2（2020）年3月末時点で202か国・地域で75万人の感染、3万6千人の死亡¹が確認されています。我が国においても新型コロナウイルスの感染が拡大しており、感染拡大を踏まえた全国の小中学校等の臨時休業やイベント等の自粛、外国からの渡航者に対する入国制限等により、我が国の農林水産業・食品産業は、深刻な需要減少や人手不足等の課題に直面しています。

1 WHO「Coronavirus disease 2019 (COVID-19) Situation Report -71」、10:00 CET 31 March 2020

図表4-5-1 新型コロナウイルスに関する動き

令和元(2019)年12月		中国武漢市において、原因となる病原体が特定されていない肺炎の発生が複数報告
令和2(2020)年1月	15日	国内において新型コロナウイルス感染者を初めて確認
	21日	新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議開催
	29日	中国からのチャーター機第1便が東京に到着
	30日	・政府「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置 ・「新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部」設置
	31日	WHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表
2月	13日	政府対策本部「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」取りまとめ
	25日	政府対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
	26日	政府対策本部「多くの方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等は今後2週間中止、延期、規模縮小等」を要請
	27日	政府対策本部「全国の小中高校、特別支援学校の2日から春休みまでの臨時休業」を要請
3月	6日	各地方農政局等に相談窓口を設置
	10日	政府対策本部「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」取りまとめ
	13日	農林水産省所管業種における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン取りまとめ・公表
	14日	「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」施行
	19日	農林水産省新型インフルエンザ等対応業務継続計画を改正
	28日	・総理会見において「緊急経済対策の策定とその実行のための補正予算を、今後10日間程度のうちに取りまとめる」ことを発表 ・政府対策本部「基本的対処方針」決定
	31日	新型コロナウイルス感染症の農林水産業への影響に関するヒアリングを実施

資料：農林水産省作成

注：WHOによる発表は、日本時間で記載

(小中学校等の臨時休業やイベント等の自粛、外食・観光需要の減少による影響)

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた全国の小中学校等の臨時休業により、野菜や果物、牛乳・乳製品等に関して、給食向け食材の注文のキャンセル等が発生しました。また、卒業式やイベント等の中止・規模縮小により、花きの需要が減退し、価格が下落しました。さらに、インバウンドを含めた外食・観光需要の減少により、団体の宴会予約のキャンセル等の発生や、牛肉や高級果物、土産菓子等の販売の減少、農泊地域における宿泊・食事・体験活動のキャンセル等が発生しました。

また、小中学校等の臨時休業により、保護者が出勤できなくなり、農業法人等における雇用にも影響が生じました。

(入国の制限、航空便の減少による影響)

外国からの渡航者に対する入国制限等により、各国からの外国人技能実習生等の受入れの見通しが立たなくなったり、春節（旧正月）時に一時帰国したまま、日本に戻れずにいる実習生が発生し、農業経営への影響を懸念する声が生じました。また、日本における実習の修了後に、帰国の見通しが立たない実習生も発生しました。

さらに、旅客便の大幅な減便のあおりを受けた輸出向け生鮮物流の停滞や、輸出事業者の商談機会の逸失等により、香港、中国等を中心に各国への輸出が減少しました。

(2) 影響を受ける産業等への緊急対応

(第1弾対策における農林水産省の取組)

政府は、国内での感染拡大による影響を踏まえ、令和2(2020)年2月13日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定しました。これを受け、農林水産省

は、農林漁業者向けの資金繰り支援として、公庫等による農林漁業セーフティネット資金を措置するとともに、全国の農泊地域に対する新型コロナウイルスに関する予防対策等の情報提供を実施しました。

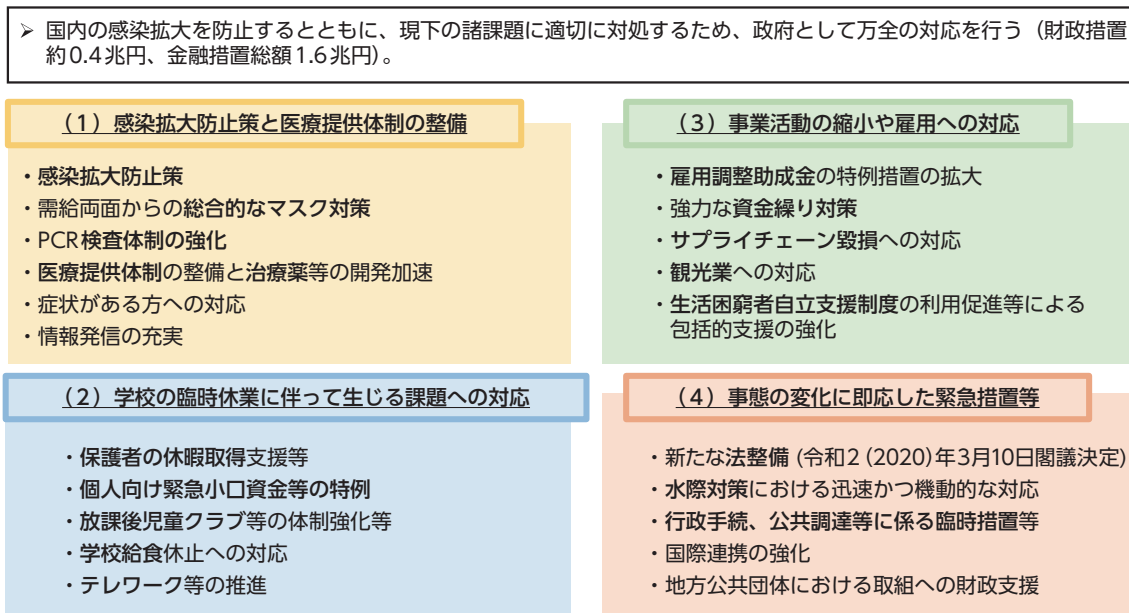
（第2弾対策における更なる資金繰り支援）

政府は、令和2（2020）年2月27日に、全国全ての小中学校等について臨時休業を行うよう要請し、これを受け、3月10日に、学校の臨時休業、事業活動の縮小等への対策を取りまとめた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」（以下「第2弾対策」という。）を決定しました（図表4-5-2）。このうち、農林水産省は、農林漁業者への資金繰り支援として、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引上げや、同資金を始めとする各種制度資金等について、貸付当初5年間実質無利子化、実質無担保等での貸付けや債務保証の引受け、債務保証料の5年間免除等を措置しました。

また、関係金融機関に対して、新規融資の円滑な融通・既往融資に係る償還猶予が適切に行われるよう要請しました（図表4-5-3）。

さらに、雇用維持のための雇用調整助成金による従業員への休業手当等の助成が措置され、これらが最大限活用されるよう、各業界に周知を徹底しました。

図表4-5-2 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）の概要



資料：内閣官房資料を基に農林水産省作成

図表4-5-3 農林漁業者への資金繰り支援策

支援内容	支援の内容・対応事業等
貸付限度額の 引上げ	■農林漁業セーフティネット資金 600万円又は年間経営費等の12分の6 → 1,200万円又は年間経営費等の12分の12
貸付利子の 5年間実質 無利子化	■農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業近代化資金、漁業近代化資金 貸付当初5年間実質無利子化 ※1 林業者については、貸付当初10年間無利子化 ※2 漁業近代化資金は、5号資金（種苗・育成費）に限る。
実質無担保化	■農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金 実質無担保等での貸付け ■農業近代化資金、漁業近代化資金、その他民間資金 農業信用基金協会等の 実質無担保等での債務保証 引き受け ※民間資金は、林業者等・漁業者向けに限る。
保証料の 5年間免除	■農業近代化資金、漁業近代化資金、その他民間資金 農業信用基金協会等による債務保証の 当初5年間の保証料免除 ※民間資金は、林業者等・漁業者向けに限る。
関係金融機関 への要請	■新規融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予

資料：農林水産省作成

（学校給食の休止への対応）

小中学校等に対する臨時休業要請に伴う学校給食休止への対応については、第2弾対策において、臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請やそれにより学校設置者が負う負担に対する国による補助、給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援等を行うことが決定されました（図表4-5-4）。農林水産省は、学校給食の休止に伴う未利用農産物等の代替販路の確保に向けたマッチング等の支援として、食品の通販サイトを通じた未利用食材の販売支援キャンペーン、フードバンク等への寄付のための輸送費等の支援、学校給食向け生乳を脱脂粉乳、バター等の加工用へ用途変更することに伴う価格差支援等を行いました。

また、学校給食に納入を予定していた学校給食調理の受託事業者の業績悪化対応のため、従業員への休業手当の助成を行うとともに、文部科学省と連携し、教育委員会等と調理業務等受託者の契約に基づく協議を促しました。

学校給食休止への対応

- ・ 臨時休業期間中の学校給食費（食材費）について、保護者の負担とならないよう、返還等を行うことを学校設置者に要請。臨時休業及び上記要請の実施に伴い、地方公共団体等の学校設置者の負担となる学校給食費に相当する費用について支援（補助率：公立3／4等）
- ・ 給食調理業者（パン、米飯、めんの最終加工・納品業者を含む。）に対する、今後の給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入の支援（定額（全額公費負担））
- ・ 食品納入業者・生産者等に対する、学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等についての、代替販路の確保に向けたマッチング等の支援及び販路が確保できない場合の慈善団体等への寄付のための輸送費等の支援（定額（全額国庫負担））
- ・ 酪農家に対する、学校給食用のために納入を予定していた生乳をバター・脱脂粉乳等の乳製品向けに販売する場合の、既存の加工原料乳生産者補給金制度を活用してもなお生じる価格差の支援及び加工施設への輸送費の支援（定額（全額国庫負担））
- ・ 乳業メーカーに対する、脱脂粉乳の保管余力がないために既存在庫を飼料用に用途変更して販路を拡大する場合に要する経費の支援及び既に生産してしまった学校給食用牛乳をやむを得ず廃棄した場合の処分費用の支援（定額（全額国庫負担））

資料：農林水産省作成

（3）国民への安定的な食料供給に向けた取組

（食料のサプライチェーン全般にわたる事業継続のためのガイドラインを策定）

農林水産省は、国民への食料の供給を継続的に行うため、令和2（2020）年3月13日に、農業者、畜産事業者、食品産業事業者、木材産業事業者、林業経営体及び漁業者において新型コロナウイルス感染者が発生した際の事業継続に関するガイドラインを策定しました（図表4-5-5）。これらのガイドラインでは、新型コロナウイルス感染症の予防対策を提示し、その徹底を要請するとともに、感染者や濃厚接触者が出た際の具体的な対応のポイントを提示しています。

農林水産省では、農業者、食品産業事業者等に対し、これらのガイドラインに則して、感染者が発生した場合を想定し、業務継続のための支援体制の構築や業務マニュアル作成等と呼びかけました。

図表4-5-5 農業者向けの事業継続に関するガイドライン（PR版）

農業関係者のみなさまへ

新型コロナウイルス対策に
関する農林水産省対策本部

水田・畑作・施設園芸等の農業者や集出荷施設等の従業員のみなさまは、国民への食料の安定供給等に重要な役割を担っています。

みなさまの中で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。

（令和2年5月8日までの知見に基づき作成）

※「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」<https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_nou.pdf>

1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

○農業者・従業員等に感染予防策を要請します。

- ① 体温の測定と記録
- ② 発熱などの症状がある場合、陽性とされた者との濃厚接触がある場合等は、関係者への連絡と自宅待機
- ③ 患者と、強いだるさ、高熱等の症状や比較的軽い風邪症状が続く場合（4日以上）には、すぐに関係者に連絡の上、保健所に問い合わせ
- ④ 屋内で作業をする場合はマスクを着用し、人との間隔はできるだけ2mを目安に（最低1m）適切な距離を確保
多人数で行う場合等は、状況に応じて換気を行う
- ⑤ 集出荷施設等への入退場時には手洗い、手指の消毒
- ⑥ ドアノブ、手すり等人がよく触れるところは、拭き取り清掃



○会議・行事等の開催の必要性を検討し、開催する場合には、換気、人と人との間隔をとるなど、「三つの密」※を避けてください。

※①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は、保健所の指示に従い対応してください。

- 患者が確認された場合には、関係者に周知するとともに、保健所に報告し、対応について指導を受けてください。
- 保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- 濃厚接触者と確定された農業関係者には、14日間の自宅待機及び健康観察を実施してください。
- 濃厚接触者と確定された農業関係者は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検します。

農林水産省

資料：農林水産省作成

注：1）令和2（2020）年5月22日に改定されたガイドライン

2）農業者以外にも業種ごとにガイドラインを策定し、農林水産省Webサイトに掲載

3 生産施設等の消毒の実施

○保健所の指示に従って、感染者が作業に従事した区域^{※1}の消毒を実施します。

緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所^{※2}を中心に、アルコール^{※3}で拭き取り等を実施してください。

- ※1 生産施設、集出荷施設、事務室等
- ※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等
- ※3 アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）、又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）
※アルコールが入りできない場合はエタノール（60%台）でも可

○一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。

4 業務の継続

あらかじめ地域の関係者が連携する体制の検討をお願いします。

<想定される連携体制>

- ・JA等の生産部会
- ・農業法人のグループ
- ・集出荷事業者等を共有する集団
- ・集落



<検討事項（イメージ）>

- ・連絡窓口、連絡網の作成
- ・消毒資材、消毒要員の確保
- ・農作業代替要員のリスト作成
- ・代行する作業の明確化、優先順位付け、作業方法
- ・代替要員が確保できない場合の最低限の維持管理方法など

例えば

支援内容

耕起作業や播種・移植作業、水やり作業など当面の営農活動継続のために支援を必要とする作業を検討し、作業の優先順位付けを行います。

支援要員

周辺農業者や受託組織の活用など、あらかじめ

① 誰（どの機関）が

② どの作業を

支援するか役割を明確化します。

※ 労働力の確保状況を踏まえながら、優先順位に基づき、作業を実施しましょう。



※ 必要に応じて市町村等の関係機関に相談しましょう。

農林水産省は、みなさまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようお願いいたします。

(国民への分かりやすい情報発信と相談窓口の設置)

農林水産省では、農林漁業者や食品産業事業者等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策等の支援策や事業継続ガイドライン等の内容を周知するとともに、国民に対し、食料品の供給状況等の情報を提供するため、農林水産省Webサイトに特設ページを開設したほか、SNSや動画共有サービス等を活用して、分かりやすい情報発信を行いました。また、地方農政局等に新型コロナウイルスに関する相談窓口を設置しました。

(国民に買いだめをしないよう呼びかけるとともに、調査・監視を実施)

令和2（2020）年3月下旬、東京都知事による外出自粛要請を受け、一部の小売店において食料品の欠品や品薄状況が発生しました。これに対し、農林水産省は、食品産業事業者等に対し、円滑な食品の供給を要請するとともに、国民に対し、食料品は十分な供給量、供給体制を確保し、在庫も十分にあることから、過度な買いだめや買い急ぎをしないよう落ち着いた行動を呼びかけました。

また、食料の買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をしました。



農林水産省Webサイト等で
国民へメッセージを発信する農林水産大臣

(花きの消費拡大に向け「花いっぱいプロジェクト」を開始)

卒業式の中止やイベントの自粛等の影響を受け、3月が最盛期となる花きの需要が減少しました。このため、農林水産省は、「花いっぱいプロジェクト」を立ち上げ、家庭や職場に春の花を飾って楽しんでもらうよう、地方公共団体や関係団体に協力を募りました。この一環として、ホワイトデーに花を贈る呼びかけを行う取組や、胸ポケットに生花のコサージュを挿す取組等を展開し、花きの消費拡大に取り組みました。



「花いっぱいプロジェクト」
× BUZZ MAFF



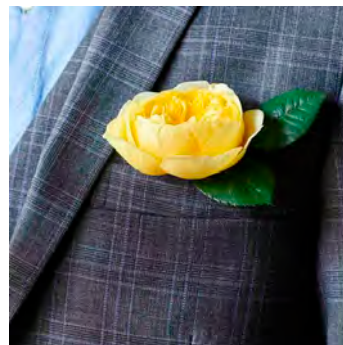
「花いっぱいプロジェクト」
に取り組む地方公共団体
資料：千葉県



PRポスター
資料：花の国日本協議会



農林水産省正面玄関前に
飾られた花々



生花のコサージュ

(国産食材の消費拡大に向け「国産食材モリモリキャンペーン」を開始)

また、学校給食の休止やイベントの自粛等の影響を受け、需要減退に直面している野菜、食肉、水産物、果実、牛乳、きのこ等の国産農林水産物の消費拡大に向け、農林水産省では、フード・アクション・ニッポンの取組の一環として、農協、民間企業等と連携し、「国産食材モリモリキャンペーン」を開始しました。このキャンペーンは、国産農林水産物の魅力を発信している著名人の「FAN¹バサダー」の活動等と連携して



キャンペーンロゴ

1 国産農林水産物の消費拡大に取り組むフード・アクション・ニッポン (FAN)

取り組んでいます。

コラム

FANバサダー芸人が国産食材の活用を動画で発信

「国産食材モリモリキャンペーン」の第1弾として、令和2（2020）年3月18日に、野菜等をテーマとした歌で子供たちに人気のお笑い芸人の小島よしおさんと、料理芸人であるクック井上。さんをFANバサダー芸人に任命し、農林水産副大臣から任命状を授与しました。

FANバサダー芸人と、FANバサダーゴールドである「笑味ちゃん」を有するJAグループの協力を得て、国産食材を活用して手軽に作れるメニューや国産農林水産物の良さ等を消費者に伝える動画を制作しました。



「FANバサダー芸人」の任命

（4）緊急経済対策の決定

（生産基盤の維持・継続と需要の喚起のための対策を決定）

以上のように、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済環境の悪化、外国からの入国制限等により、我が国の農林水産業・食品産業は、需要減少や人手不足等の課題に直面しています。将来にわたって国民が必要とする食料の安定供給を確保するためにも、この状況を速やかに解消し、生産基盤・経営の安定を図ることが重要です。

こうした状況の下、令和2（2020）年4月には、新型コロナウイルスの感染拡大の防止とその後の経済回復を図るため、i 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、ii 雇用の維持と事業の継続、iii 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、iv 強 韌な経済構造の構築、v 今後への備え、を5つの柱とする「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定されました。

このうち、農林水産分野の緊急経済対策として、農林漁業者、外食事業者、食品流通事業者の事業継続のための資金繰り支援に加え、労働力確保のための支援や農林水産業の経営不安に対処する支援、生産・供給体制を維持するための販売促進等の取組の支援、飲食業を対象とする官民一体型の需要喚起キャンペーン等が盛り込まれています。

今後も、各地域での状況の推移を見つつ、機動的に対応することとしています。

災害は忘れる前にやってくる ～国はリスクに対して様々な支援を用意～

令和元（2019）年度は、新型コロナウイルス以外にも、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風等の自然災害、平成30（2018）年9月から続くCSF（豚熱）等様々な災害への対応に追われた1年でした。

こうした自然災害、家畜伝染病等の様々なリスクに対して、国は、現場の要望等を聴きながら、きめ細かな支援策を措置し、農業者の1日も早い経営再開に向けて対応しています。

今後も起こり得る様々なリスクに対し、平時から、農業者自身が農業用ハウス等の点検・補強や、農業保険等への加入、飼養衛生管理基準の遵守等、取り組むべきことには取り組み、リスクに備えることが重要です。国としても、そうした農業者の営農継続の努力に対して全面的に協力していきます。



農林水産省Webサイトの「災害に関する情報」や「逆引き辞典」から防災・減災に関する支援策をチェック